

令和5年

第10回 農業委員会総会（月例会）議案

令和5年8月7日

前橋市農業委員会

- ・開会日時 令和5年8月7日午後1時59分
- ・閉会日時 令和5年8月7日午後3時40分
- ・開催場所 議会庁舎3階301会議室

・出席委員（23人）

1番 石村 利夫	2番 澁澤 聖一	3番 小堀 清	4番 星野 和幸
5番 松島 敏男	6番 伊能 良雄	7番 関 けい子	8番 横室 辰雄
9番 坂本 忠	10番 井田 健	11番 平野 豊一	12番 須賀 民雄
13番 阿久津 昌枝	14番 松田 智之	15番 茂木 啓二	16番 栗原 博
17番 奥野 芳男	18番 伊藤 晴夫	19番 山口 かず子	20番 狩野 富一
21番 小林 要	22番 石井 真帆美	23番 町田 祐介	

・事務局出席者

事務局長 高橋 之彦	局長補佐 長谷川 浩樹	局長補佐 井草 依早子	係長 高山 幸治
副主幹 佐藤 信一	副主幹 望月 優至	副主幹 山田 正史	副主幹 摩庭 裕子
主事 宮澤 柚香里	主事 山崎 佑香	嘱託員 福島 美咲	嘱託員 川北 美空

・農政課出席者

課長補佐 深澤 直純

・付議事件

- (1) 議案第51号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 議案第52号 農地一時転用許可期限延長願いについて（5条）
- (3) 議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について
- (4) 議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について
- (5) 議案第55号 農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更決定について

・協議事項

- (1) 農業委員会総会等における服装について

・報告事項

- (1) 農地法第4条の規定による届出書の受理状況について
- (2) 農地法第5条の規定による届出書の受理状況について
- (3) 農地法第18条第6項の規定による通知書の交付状況について
- (4) 現況証明交付状況について
- (5) 農業委員候補者について

高橋局長	それでは定刻になりましたので、これより令和5年第10回農業委員会総会を開催いたします。開会に先立ちまして、澁澤会長よりご挨拶をお願いいたします。
澁澤会長	◇(挨拶)
高橋局長	続きまして、本日の出席状況について報告いたします。在任委員23人、全員の出席でございますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達しております。本会議は成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、本総会は一般公開となりますので、傍聴者がいる場合は随時受付をさせていただきますことをご了承ください。ここからは会議規則第5条の規定により会長が議長となり会議を進めることとなりますので、澁澤会長よりお願いいたします。
議長	《澁澤会長 議長に就任》 それでは、令和5年第10回農業委員会総会を開催いたします。初めに、前橋市農業委員会総会会議規則第25条第3項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。4番 星野和幸委員、5番 松島敏男委員をお願いいたします。議事に入る前に総会の運営について確認いたします。総会での発言は、起立又は挙手により議席番号及び氏名を告げ、議長に許可を求めてから発言をお願いします。本会議は公開となっておりますので、発言につきましては個人情報や個人名、個人が特定できる内容に触れることのないようにお願いします。審議内容が複雑になり整理が必要な場合などは暫時休憩し、協議を行いたいと思います。また携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定し、通話による会議の中断とならない様をお願いします。以上のとおりにご協力をお願いします。
山崎主事	それでは議事に入ります。議案第51号農地法第3条の規定による許可申請について、整理番号1番から18番の審議に入ります。事務局の説明をお願いします。
議長	◇(説明)
11番委員	以上、整理番号1番を除く2番から17番の申請については農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。審議のほどよろしくをお願いいたします。
山崎主事	以上で事務局の説明は終わりましたので皆さんからのご意見ご試問をお願いします。
議長	整理番号16番についてですが、売買価格が高いのと、農業の会社役員をやっている方なのでしょうか。
議長	山崎です。価格についてはほかの場所に比べても高額ではありますが、代理人と申請人に確認したところこちらの金額で間違いないということでした。職業につきましては農業兼会社役員とのことなのですが職業までは確認できてないので後日確認させていただきます。
議長	他にご意見ございませんか。
議長	◇(意見、質問等なし)
議長	いなければ採決したいと思います。整理番号1番保留とし、整理番号18番は5条申請と関連があるため後で一括して審議を行うこととし、整理番号2番から17番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。
議長	◇(挙手)
議長	全員賛成でありますので、議案第51号農地法第3条による許可申請については、整理番号1番を保留とし整理番号2番から17番を許可とすることに決定いたします。
議長	次に、議案第52号 農地一時転用許可期限延長願第5条許可について、整理番号1番から2番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。
望月副主幹	◇(説明)
議長	以上1番2番の申請についてご報告いたします。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
11番委員	以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。整理番号1番は先程の3条と一緒に保留ではないのでしょうか。

望月副主幹 望月です。今回保留になったので、延長というイメージを持っていただきたいと思います。この後5条申請の説明も致しますが令和5年7月19日までの許可申請を今回2か月延長するための申請となっています。

4番委員 整理番号2番は令和4年9月30日までだったものを令和5年8月15日まで延長ということだと思うのですが、これは一時延長で済ませているのですか。

佐藤副主幹 佐藤です。以前転用期限が切れていたが申請を忘れてしまったという事例があり、そういった事例がないようにもう一度申請をすべて調べ直したところ、2番について更新の手続きがされていなかった為今回の申請となりました。また今回5条申請も同時に出ていますので、その期限まで延長したいとのことです。

4番委員 下に作物を作っていないから、というわけではないのですか。

佐藤副主幹 こちらの団体は営農型太陽光について写真もつけて報告が出ております。

議長 以上で事務局の説明の報告は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

他にご意見等ありませんか。

◇(意見、質問等なし)

なければ採決したいと思います。整理番号1番から2番を承認とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成(賛成多数)でありますので、議案第52号農地一時転用許可期限延長願い 第5条許可については、整理番号1番から2番を承認とすることに決定いたします。

次に、議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請について、整理番号1番から3番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

佐藤副主幹 ◇(説明)

以上1番から3番の申請については、農地法第4条第6項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからの、ご意見、ご質問をお願いします。

10番委員 整理番号3番の貸露天駐車場の関係ですがこの駐車場はどの程度の台数が置けるのでしょうか、また今現在の程度の台数置きたいという相談が来ていますか。

佐藤副主幹 今回の計画では22台置けるということになっており、22台分すべて使用希望が出ております。

議長 他にご意見等ございませんか。

◇(意見、質問等なし)

なければ採決したいと思います。整理番号1番から3番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第53号 農地法第4条の規定による許可申請については、整理番号1番から3番を許可とすることに決定いたします。

次に、議案第54号 農地法第5条の規定による許可申請について、整理番号1番から59番までの審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

望月副主幹 ◇(説明)

以上1番から26番、28番から54番、56番、57番、59番の申請につきましては農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 なお、整理番号3番、4番、8番、20番、35番、44番、48番、49番、54番、56番については、現地・面接調査を実施していますので、調査班長の報告をお願いします。

◇ (報 告)

整理番号5条の3番、4番、売買、露天資材置場。現地・面接調査案内図は、1ページから9ページです。申請地は、道の駅 まえばし赤城から北に900mに位置し、西側が宅地、北側は雑種地、南側は道路、東側は田に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請法人の代表者と申請代理人が来られました。申請法人は、渋川市に本社を置き、建設工事業を行っており、前橋市では、主に設備工事を行っているとのことです。従業員は27名、年間の売上額は、3億円とのこと。前橋市では設備工事を行っているとのことです。既存は、渋川市に4か所あるとのことですが、前橋市に露天資材置場を求めているとのこと。申請地には、工所用資材と土砂を置く予定とのこと。土地の造成は、転圧して整地し、雨水は自然浸透とのこと。外灯の設置やフェンスの設置は必要に応じ検討するとのこと。調査班としましては、資材置場の必要性が確認でき、事業の確実性、周辺への配慮が見られることから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の8番、売買、有料老人ホーム・デイサービス。現地・面接調査案内図は、10ページから16ページです。申請地は、市立わかば小学校から西約450mに位置し、北側は農地、東側は宅地と農地、西側は宅地、南側は農地に囲まれた、小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請法人の役員と申請代理人が来られました。申請法人の介護事業者は、埼玉県に本社を置き、高齢者介護に関する事業を営んでおり、桐生市、渋川市、足利市にて高齢者施設を運営しているとのこと。申請施設ですが、有料老人ホームの入所者は37名、デイサービスの定員は37名、職員数は40名とのことで、新規職員の採用も予定しているとのこと。開発許可の手続きは、同時に進めているとのこと。土地は道路の高さに造成し舗装するとのこと。雨水は、敷地内に側溝を設け、集水桝に集め、既設の側溝に放流するとのこと。境界は確認済みで、照明は駐車場に設置するとのこと。出入りは西側1か所、東側1か所とし、周囲には、1.5mのメッシュフェンスを設置するとのこと。調査班としましては、土地の必要性、事業の確実性が伺えること、周辺農地へ与える影響は極小さいこと等により、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の20番、売買、太陽光発電施設。現地・面接調査案内図は、17ページから23ページです。申請地は、前橋市大胡中学校から北へ約1,400mに位置し、北側、東側、南側は農地、西側は雑種地と山林に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請代理人が来られました。申請法人は高崎市に本社を置き、太陽光発電所の運営、売電事業を行っているそうです。申請法人は同様の太陽光発電施設を富岡市、安中市など17か所に所有者し、太陽光発電施設を運営しているそうです。年間の売上額は、約4,000万円のことです。現在までのところ、各施設の近隣から苦情等を寄せられたとの話は聞いていないそうです。申請地には450wのパネル170枚を設置し、49.5kwの能力で発電し、売電単価は24円で、年間約240万円の売電収入を見込んでいるそうです。東京電力との間に売電契約は整っているそうです。発電シミュレーションによれば、設備費の回収に9年を見込んでいるそうです。撤去費用については、令和6年4月から積み立てが開始されるそうです。敷地は現状のまま草刈りをして整地してパネルを設置し、雨水は浸透池を設置し敷地内で自然浸透とし、周囲には2.0mのネットフェンスを設置するとのこと。境界確定は済んでいるとのこと。施設は、施行業者が定期的に現地を確認し、必要に応じ草刈り等を行うとのこと。調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の35番、賃貸借、露天資材置場。現地・面接調査案内図は、24ページから30ページです。申請地は、桂萱東小学校北約430mに位置し、西側が宅地と農地、北側は農地、東側は雑種地、南側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請代理人が来られました。申請法人は、西片貝町に本社を置き、建物の基礎工事を行っているそうです。従業員は十数名で、年間の売上額は、4,000万円のことです。既存

は、前橋市に3か所あるが、どこもいっばいで手狭とのこと。申請地には、工所用資材と土砂を置く予定とのこと。土地の造成は、転圧して、雨水は自然浸透とのこと。外灯は安全上必要があれば設置するとのこと。フェンスは設置せず、鋼板や柵等で囲う予定とのこと。東側隣接地が幼稚園の駐車場として利用されていますが、安全には十分に配慮するとのこと。調査班としましては、露天資材置場の必要性が確認でき、事業の確実性、周辺への配慮が見られることから、許可相当と判断しました。

続きまして、理番号5条の44番、賃貸借、畜舎（豚舎）用地。現地・面接調査案内図は、31ページから46ページです。申請地は、市立白川学校から北に約2,100mに位置し、北側、東側南側は畜舎、西側は道路に囲まれた、農用地区域内となります。面接には申請代理人が来られました。申請事由ですが、養豚の生産性向上のため令和3年に新設した糞尿処理施設と一体として使用したいとのこと。申請法人の概要ですが、昭和28年に創業し、従事者数190人、飼育頭数は14万～15万頭、出荷は年間30万頭ほどで年間の売上額は、110億円ほどのことです。申請施設についてですが、既存の糞尿処理施設に隣接して、肥育豚舎3棟、面積5,731.95㎡を新築して、飼養頭数を4,800頭増加させるものです。し尿の処理は申請地の南側にある複合ラグーンに搬入し、処理を行います。糞は堆肥化するとのこと。臭気対策として、豚舎を窓の無いウインドレス方式で密閉し、周辺への臭いの拡散を抑制します。造成・整地については、申請地はなだらかな傾斜のある畑になっているため、敷地内で盛土により三段に造成します。雨水処理については、浸透池を作り自然浸透とします。調査班としましては、既設の施設の隣接で、周辺農地への影響も無く、公害に対する防除策も取られていることから、許可相当であると判断いたしました。

続きまして、整理番号5条の48番、49番、売買、有料老人ホーム・老人デイサービス。現地・面接調査案内図は、47ページから56ページです。申請地は、市立元総社小学校から西約1kmに位置し、北側、東側は宅地と農地、南側は宅地、西側は道路に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には、申請法人の代表者と申請代理人が来られました。申請法人は群馬県内で介護事業を営んでおり、入所者数は90名、職員数は、70名ほどで、前橋市内には1か所施設があるとのこと。年間の売上額は、2億6千万円とのこと。申請施設ですが、有料老人ホームの入所者は25名、デイサービスの定員は25名、職員数は20名とのことで、新規職員の採用も予定しているとのこと。開発許可の手続きは、同時に進めているとのこと。土地の造成は、敷地内で切り盛りして整地し、全体的にアスファルト舗装を行うとのこと。雨水は集水桝に集め浸透し、オーバーフロー分を西側道路側溝に放流するとのこと。出入りは西側の1か所とし、周囲には1.0mのフェンスを設置します。調査班としましては、土地の必要性、事業の確実性が伺えること、周辺農地へ与える影響は極小さいこと等により、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の54番、賃貸借、豚舎用地です。現地・面接調査案内図は、57ページから63ページです。申請地は、市立宮城中学校から西約1,600mに位置する市之関地内の農用地区域内の農地です。現地調査のみ実施しています。申請地には、子豚育成用として貨物運搬用のコンテナが6基置いてありました。調査班としましては、是正のための申請であり始末書も添付されていることから、やむを得ないと考え、許可相当と判断しました。

続きまして、整理番号5条の56番、売買、太陽光発電施設。現地・面接調査案内図は、64ページから74ページです。申請地は、前橋市大胡中学校から北へ約1,400mに位置し、北側、東側、南側は農地、西側は雑種地と山林に囲まれた小集団農地の辺縁部に位置する第2種農地です。面接には申請法人の社員と申請代理人が来られました。申請法人は邑楽郡板倉町に本社を置き、太陽光発電事業を行っているそうです。申請法人は太陽光発電施設を板倉町、館林市、安中市などの50か所に所有者し、運営しているそうです。雨水対策や草刈り等については業者に依頼し対応を行っているようです。申請地には455wのパネル810枚を設置し、249.9kwの能力で発電し、売電単価は10円で、年間約450万円の売電収入を見込んでいるそうです。

東京電力との間に売電契約は整っているそうです。発電シミュレーションによれば、設備費の回収に12年を見込んでいるそうです。撤去費用については、積み立てが開始されるそうです。敷地は現状のままで、パネルを設置し、雨水は自然浸透とし、周囲には1.5mのフェンスを設置するとのことです。境界確定はこれから行う予定だそうです。施設は、管理会社に依頼し定期的に現地を確認し、必要に応じ草刈り等を行うとのことです。調査班としましては、必要性、確実性、維持管理の計画もあり、周辺の農地に特段の迷惑をかける計画とは思えないことから、許可相当と判断しました。

議長 以上で事務局の説明、および調査班長の報告は終わりましたので皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

10番委員 整理番号11番12番についてですが、申請理由が個人使用目的ととれるが転用目的は貸露天置場、貸露天駐車場となっているので詳しく説明を求めます。

佐藤副主幹 11番12番については会社の代表者が個人名で出し、自身の会社に貸すという申請になっております。

12番委員 整理番号35番についてですが、2,000㎡の資材置場のほかに2か所あるとのことですが合計でどれだけの資材置場があるのでしょうか。

望月副主幹 合計面積の正確な数字までは把握しきれておりません。代理人に確認したところでは、上泉町に3箇所既存の資材置場あり手狭ということで、今回申請に至ったとのことでした。ただ今後も継続して、審査の方は慎重に行っていく所存です。

4番委員 整理番号35番ですが、場所が住宅地で幼稚園もあり、資材置場としては適していないのではないかとと思われるのですが、そういった点について指導等は行ったりしているのでしょうか。

望月副主幹 申請の段階で近隣への影響について問題がないかと代理人へ確認し、審査を行っております。ただ今の段階ではどの程度まで影響が出るか判断するのは難しい状況です。ですが具体的な対策が挙げられていたので今回総会に上げさせていただきます。

議長 他にご意見等ございませんか。

◇(意見、質問等なし)

なければ採決したいと思います。整理番号27番、55番、58番を保留とし、整理番号59番は3条申請と関連があるため後に一括して審議を行うこととし、整理番号1番から26番、28番から54番、56番から57番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第54号農地法第5条の規定による許可申請については、整理番号27番、55番、58番を保留とし、整理番号1番から26番、28番から54番、56番から57番を許可とすることに決定いたします。

なお、3,000㎡を超える許可処分については群馬県農業委員会ネットワーク機構の意見を聴いて意見が「異存なし」と答申のあったものについて、会長専決により許可書を交付することになりますのでご承知をお願いします。

続いて、先に審議を保留にしました農地法第3条の整理番号18番、農地法第5条の整理番号59番の審議をお願いします。事務局の説明を求めます。

山崎主事 ◇(説明)

以上18番の申請については農地法第3条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

望月副主幹 ◇(説明)

以上59番の申請については農地法第5条第2項の不許可の条件に該当しない為、許可条件をすべて満たしておりますのでご報告いたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

なければ採決したいと思います。

農地法第3条の整理番号18番、農地法第5条の整理番号59番を許可とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、農地法第3条の整理番号18番、農地法第5条の整理番号59番を許可とすることに決定いたします。

続いて、議案第55号農業経営基盤強化促進事業に係る、農用地利用集積計画の変更決定について審議に入ります。事務局の説明を求めます。

川北囑託員

◇(説明)

農用地集積利用計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

なければ採決したいと思います。議案第55号について、原案を決定とすることに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、議案第55号農業経営基盤強化促進事業に係る農用地利用集積計画の変更について、原案を決定いたします。

次に、協議事項(1)農業委員会総会等における服装について協議をお願いします。事務局の説明を求めます。

井草補佐

◇(説明)

以上でございます。ご協議のほどよろしくお願ひいたします。

議長

以上で事務局の説明は終わりましたので皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

◇(意見、質問等なし)

なければ採決したいと思います。農業委員会総会等における服装について、原案を承認することに賛成の方の挙手を求めます。

◇(挙手)

全員賛成でありますので、協議事項(1)農業委員会総会等における服装については、原案を承認とすることに決定いたします。

次に、30ページ以降の報告事項ですが、報告事項(1)から(4)までの内容は、

- (1) 法第4条の届出書の受理状況3件
- (2) 法第5条の届出書の受理状況22件
- (3) 法第18条第6項の規定による通知書の交付状況12件
- (4) 現況証明交付状況1件

続いて、報告事項(5)農業委員候補者について事務局より説明を求めます。

農政課

◇(説明)

農業委員候補者については以上です。

深澤補佐

以上で説明は終わりましたので、皆さんからのご意見、ご質問をお願いします。

議長

ご意見等ございませんか。

◇(意見、質問等なし)

以上で、本日の議事は全て終了いたしましたので、総会を閉会といたします。

(閉会午後3時40分)